Ｒ４年度　公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R4.12.22	R5.1.12	（１）デジタル行先表示器　コントロールパネル注入用行先表示データ単色用・最終改定版（作成分の全営業所・支所） （２）デジタル行先表示器　コントロールパネル注入用行先表示データフルカラー用・最終改定版（作成分の全営業所・支所）	1262	1															交通局自動車部車両課
2	R5.1.9	R5.1.23	都営バスで使用している音声合成装置の放送原稿（請求日時点で最新のもの）	1126	1															交通局自動車部営業課
3	R5.1.9	R5.1.23	都営バスで使用している音声合成装置の音声データ（請求日時点で最新のもの）				1												当該公文書は、音声合成装置用ソフトに記録されており、これらは音声合成装置を作動させるために必要なプログラムと不可分一体のもので、当該公文書のみを容易に区分して除くことはできない。 そして、当該プログラムは、これを開発した法人の生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれると認められるため。 （東京都情報公開条例第７条第３号に該当）	交通局自動車部営業課
4	R5.1.15	R5.1.26	東京都地下高速電車旅客営業取扱要綱（2023年１月15日現在のもの）	91	1															交通局電車部営業課
5	R4.12.9	R5.1.27	令和４年度バス停留所上屋新設等単価請負工事 内訳書及び契約目途額単価表	16		1													（１）令和4年度バス停留所上屋新設等単価請負工事内訳書に記載された単価及び金額は、その金額を提示した企業の経営上、営業戦略上の重要な情報である。これらの情報が公になると、競業他社等が価格交渉の資料としたり、自らの見積を調整して、営業戦略上有利に立つ可能性があり、金額を提示した企業がその後の事業活動において不利な立場に置かれることになるため。 （東京都情報公開条例第７条３号に該当） （２）令和４年度バス停留所上屋新設等単価請負工事契約目途額単価表に記載された単価及び金額は、本工事の予定価格を示している。本工事については、予定価格単価の事前又は事後の公表を行っておらず、これを開示した場合、以後の類似の契約案件において予定価格を類推され、見積会社の思惑等により、見積金額の高止まりを招く等、公正な入札等の遂行に支障を来すおそれがあるため。 （東京都情報公開条例第７条６号に該当）	交通局自動車部計画課